

第 6720 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2021年)令和3年 7月 9日 金曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 月次支援金

Q : 一時支援金に代わって月次支援金という制度が手当てされたとか。どのような内容ですか？

A : 次のような内容になっています。

【解説】

今年の4月に実施された緊急事態宣言やまん延防止等重点措置の影響を緩和するため、月次支援金制度が手当てされました。

概要は、次のとおりです。

【給付対象】

次の①と②を満たせば、業種・地域を問わず給付対象になります。

①緊急事態措置又はまん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業又は外出自粛等の影響を受けていること

②緊急事態措置又はまん延防止等重点措置が実施された月のうち措置の影響を受けて月間売上が2019年又は2020年の同じ月に比べて50%以上減少していること

【給付額】

中小法人等…上限20万円/月

個人事業者…上限10万円/月

給付額は2019年又は2020年の基準月の売上－2021年の対象月の売上

【申請期間】

4月分/5月分: 2021年6月中下旬～8月中下旬

6月分: 2021年7月1日～8月31日

一時支援金又は月次支援金の受給を受けた事業者は、事前確認や提出資料が簡素化されるとのことです。

【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

